ト　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ　平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二　イからホまでに掲げる額の合算額

イ　平成二十四年地方税法等改正法及び震災特例法改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ　平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第九条中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例）

第九条の二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体に対して交付すべき平成二十四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

附則に次の四条を加える。

（平成二十四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条　平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）と平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円の合算額（以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。）との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を加算した額とする。

（平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十五年度における交付等）

第十二条　平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十四年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2　前項の規定により平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合においては、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と同項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部との合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条　平成二十四年度及び平成二十五年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2　前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「、平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を、平成二十五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十四年度及び平成二十五年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条　平成二十四年度及び平成二十五年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十四年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）」と、平成二十五年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」とする。